

六 第42条の7《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の7 - 1</p> <p>.....措置法規則第20条の4第1項又は第5項.....</p> <p>(注)</p>	<p>(事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の7 - 1</p> <p>.....措置法規則第20条の4第1項又は第4項.....</p> <p>(注)</p>
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の7 - 2</p> <p>..... 280万円以上又は 120万円以上.....</p> <p>(注)</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の7 - 2</p> <p>..... 280万円以上又は 120万円以上若しくは500万円以上.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>
<p>(圧縮記帳をした事業基盤強化設備の取得価額)</p> <p>42の7 - 3</p> <p>..... 280万円以上又は 120万円以上.....</p>	<p>(圧縮記帳をした事業基盤強化設備の取得価額)</p> <p>42の7 - 3</p> <p>..... 280万円以上又は 120万円以上若しくは500万円以上.....</p> <p>.....</p>
<p>(事業年度の中途において大規模法人に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の7 - 4</p> <p>.....同項第3号又は第4号.....</p> <p>(注)同項第3号又は第4号.....同条第1項第3号 又は第4号.....同条第1項第4号.....同条第1項第 4号.....</p>	<p>(事業年度の中途において大規模法人に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の7 - 4</p> <p>.....同項第2号又は第3号.....</p> <p>(注)同項第2号又は第3号.....同条第1項第2号 又は第3号.....同条第1項第3号.....同条第1項第 3号.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>42の7 - 5<u>措置法第42条の7第1項第2号から第4号まで</u></p> <p>42の7 - 11 <u>削 除</u></p> <p>(電子機器利用設備のリース税額控除等の取扱いの準用)</p> <p><u>42の7 - 16の2 42の6 - 15の2 及び42の6 - 15の3の取扱いは、措置法第42条の7第3項の規定の適用について準用する。</u></p>	<p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>42の7 - 5<u>措置法第42条の7第1項第2号又は第3号</u>.....</p> <p>(被合併法人から受け入れた事業基盤強化設備に係る税額控除)</p> <p>42の7 - 11 <u>被合併法人がその取得等をして特定事業の用に供した事業基盤強化設備につき減価償却費を計上せず、かつ、措置法第42条の7第2項の規定の適用を受けない場合において、合併法人が当該被合併法人から受け入れた事当該業基盤強化設備について同項の規定の適用を受けたときは、基本通達4 - 2 - 17の(1)及び(2)に掲げる要件を備えているときに限り、その適用を認めるものとする。</u></p> <p>(注) <u>合併に際し、被合併法人が有する措置法第42条の7第5項に規定する繰越税額控除限度超過額を合併法人に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>